

令和2年4月7日

知事コメント

本日、我が国で初めてとなる新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられました。

都市部を中心に新規感染者数の増加が顕著となり、特に感染経路が特定されない感染者がここ数日来大幅に増加している状況から、それぞれの地域の実態に応じて判断がなされ、宣言が発せられたものと考えております。

現時点で、長崎県は対象地域に指定されておりませんが、感染者数が拡大傾向にありますことから、引き続き感染拡大に備えた医療提供体制を確保し、感染拡大防止に万全を期してまいります。

改めて県民の皆様にはお願いですが、お一人おひとりが、引き続き手洗いや咳エチケット等の基本的な予防対策に心がけていただきますとともに、密閉空間、密集場所、密接場面の3つの密における行動を避けていただきますようお願いいたします。

あわせて、緊急事態宣言が発せられた地域や、外出自粛要請を行っている地域など、感染が拡大している地域への訪問につきましては控えていただきますよう、よろしく申し上げます。

特に、緊急事態宣言の対象地域から本県に帰省された方々におかれましては、不要不急の外出を自粛していただくとともに、体調が悪い場合には帰国者・接触者相談センターへご相談ください。

最後になりますが、感染者ならびにそのご家族のプライバシーには十分ご配慮いただき、人権について尊重いただきますようお願いいたします。